

1-31-12

世子尚永の、万曆元年に進貢し請封した船隻の消息をたずねて使者馬慶等を遣わす執照（一五七四、閏一二、三）

琉球国中山王世子尚永、進貢の船隻の未だ本国に還らざる事の為にす。

万曆元年（一五七三）二月内、正議大夫鄭憲を差遣し、使者等の官と与同に海船一隻に坐駕し、方物を装載し、表箋文を齎捧し、進貢して天朝に請封せしむるに、今に至るまで未だ回還を見ず。今、特に使者馬慶・通事鄭禧等を遣わし、夷梢を率領し、本国の小船一隻に坐駕して福建等の処に前去し消息を探聴せしめ、諭遣して大夫鄭憲もて責令して回国せしむ。此の為に王府、今、宙字七号半印勘合執照を給し通事鄭禧等に付し、収執して前去せしむ。如し経過の関津把隘の去処及び沿海巡哨の官軍の驗実^{とこ}に遇わば、即便に放行し、留難して因つて遅候して便ならざるを得しむる母れ。所有の執照は須らく出給に至るべき者なり。

今開す

使者一員 馬慶 人伴五名

通事一員 鄭禧 人伴二名

管船火長・直庫 林世泰 俞朗金

梢水共に五十三名

万曆二年（一五七四）閏十二月初三日

右の執照は通事鄭禧等に付し、此れに准ぜしむる探聴の事の為にす 執照

1-31-13

世子尚永の、進貢のため正議大夫蔡朝器等を遣わす執照

（一五七五、二、二八）

琉球国中山王世子尚永、進貢等の事の為にす。

今、特に正議大夫蔡朝器・使者毛如鳳等を遣わし、表文一通を齎捧せしむ。本国の小船一隻に坐駕し、馬四匹・生硫黄一万斤を装載して京に赴き進貢す。所^よ拠りて今差去する人員は、別に文憑無くば誠に所在の官司の盤阻して便ならざるを恐る。王府、除外に今、宙字九号半印勘合執照を給して存留在船通事蔡朝傑等に付し、収執して前去せしむ。如し経過の去処及び関津把隘の巡哨の官軍の驗実^{とこ}に遇わば、即便に放行し、留難して因つて遅候して便ならざるを得しむる母れ。所有の執照は須らく出給に至るべき者なり。

今開す 赴京の

正議大夫一員 蔡朝器

使者一員 毛如鳳

都通事一員 紅文綬

存留在船使者一員 馬嘉梅
存留在船通事一員 蔡朝傑

管船火長・直庫二名 林華 馬益志

梢水共に八十一名

万曆三年（一五七五）二月二十八日

右の執照は存留在船通事蔡朝傑等に付し、此れに准ぜしむ

執照

注* 『明実録』万曆三年八月丙戌、十二月辛未、万曆四年正月乙卯の

条に関連の記事がある。

1-31-14

世子尚永の、進貢の方物を分載して使者呉駿等を遣わす執照

（一五七五、二、二八）

琉球国中山王世子尚永、進貢の方物を護送する事の為にす。

今、使者呉駿・通事陳繼茂等を遣わし、夷梢を率領し、本国の小船一隻を撐駕し、馬二匹・生硫黄五千斤を装載し、護送し前來して貢に充てしむ。仍お福建布政使司に赴き告稟して進取せしむる外、所_よ抛りて今差去する人員は、別に文憑無くば誠に所在の官司の盤阻して便ならざるを恐る。王府、除外に今、宙字十号半印勘合執照を給して通事陳繼茂等に付し、收執して前去せしむ。如_も

し経過の関津把隘の去_{とこ}処及び沿海巡哨の官軍の驗実に遇わば、即便に放行し、留難して因つて遅悞して便ならざるを得しむる母れ。所有の執照は須らく出給に至るべき者なり。

今開_くす

使者一員 呉駿

通事一員 陳繼茂

人伴四名

管船直庫一名 毛詩

梢水共に六十五名

万曆三年（一五七五）二月二十八日

右の執照は通事陳繼茂等に付し、此れに准ぜしむ

執照

1-31-15

世子尚永の、礼部の指示にしたがつて請封するため長史梁燦等を遣わす執照（一五七五、一、二、二二）

琉球国中山王世子尚永、勘合を遵奉し、王爵を襲封する事の為にす。

照得するに、^{〔1〕}万曆元年（一五七三）、官を差_{つか}わして京に赴き王爵を請封せしむ。^{〔2〕}礼部の勘合の、福建等処承宣布政使司に転行し、